

育英奨学生の皆さんへ

「茨城県育英奨学資金制度」は、経済的な理由により修学が困難な方に学資を貸与する制度であり、その返還金が次の奨学生に対する貸与の財源になっています。

奨学生の皆さんにとっては、毎年返還する金額が高額に感じる場合もあり、必ずしも返還が容易であることだとは限りません。

しかしながら、次の代の育英奨学生のためにも約束どおりの方法で、約束どおりの期限までに奨学金返還の義務を履行してください。言い換えれば「**借りたものは返す**」という、ごく当然のことが、当然に行われて、この制度は成り立っています。

なお、この「茨城県育英奨学金返還の手引き」は、返還が終了するまで大切に保管して下さるようお願いいたします。